

司法試験委員会会議（第201回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和8年8月5日（水）14:55～15:50

2 場所

法務省司法試験考査委員室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）神作裕之

（委員）太田秀哉、川出敏裕、佐久間佳枝、高橋美保、富所浩介、細田啓介（敬称略）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

吉田利広試験管理官、熊澤啓介人事課付

4 議題

- (1) 令和8年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）
- (2) 令和8年司法試験予備試験短答式試験合格者の決定について（協議）
- (3) 令和8年司法試験及び司法試験予備試験の実施状況について（報告）
- (4) 令和8年司法試験において試験時間変更を行った事案について（報告・協議）
- (5) 令和8年司法試験論文式試験において適正な試験時間が確保されなかった事案について（報告・協議）
- (6) 令和8年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について
- (7) 令和9年司法試験及び司法試験予備試験の実施日程等について（報告・協議）
- (8) 書面等による議決について（報告）
- (9) その他（次回開催日程等）

5 資料

- 資料1 令和8年司法試験受験状況
- 資料2 令和8年司法試験予備試験（短答式試験）受験状況
- 資料3 令和8年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿
- 資料4 令和9年司法試験の実施日程等について
- 資料5 令和9年司法試験実施予定表
- 資料6 令和9年司法試験予備試験の実施日程等について
- 資料7 令和9年司法試験予備試験実施予定表
- 資料8 令和8年司法試験予備試験論文式試験の試験会場

6 議事等

- (1) 令和8年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）
 - 令和8年司法試験について、司法試験考査委員会議の判定に基づき、短答式試験の各科目において、満点の40パーセント点以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が99点以上の成績を得た3,068人を短答式試験の合格に必要な成績を得た者とす

ることが決定された。

(2) 令和 8 年司法試験予備試験短答式試験合格者の決定について（協議）

- 令和 8 年司法試験予備試験短答式試験について、司法試験予備試験考査委員会議の判定に基づき、合計得点 165 点以上の 2,668 人を合格者とするものが決定された。

(3) 令和 8 年司法試験及び司法試験予備試験の実施状況について（報告）

- 事務局から、令和 8 年司法試験及び司法試験予備試験の実施状況について、資料 1 及び資料 2 に基づき報告がなされた。

(4) 令和 8 年司法試験において試験時間変更を行った事案について（報告・協議）

- 事務局からの報告概要

令和 8 年司法試験において、受験者が使用する端末に不具合が生じるなどしたため試験時間の変更を行った事案が 236 件発生し、そのうち、試験終了が正規の終了時刻から最大で 3 時間 30 分遅延したのも認められたものの、いずれも試験時間の変更により適正な試験時間が確保されたことが報告された。

- 当委員会における協議の結果

協議の結果、当該事案は、対象の受験者に大きな負担と不安を与えたものであり、今後の運用改善と再発防止に努める必要があるものの、いずれも正規の試験時間が確保されていることから、特段の措置は行わないことが決定された。また、当該事案については、試験科目、受験者数、試験時間変更件数等とともに、当該受験者へのお詫びと、今後の運用改善と再発防止に努める旨を公表することとされた。

(5) 令和 8 年司法試験論文式試験において適正な試験時間が確保されなかった事案について（報告・協議）

- 事務局からの報告概要

令和 8 年司法試験論文式試験の選択科目又は公法系科目第 1 問において、適正な試験時間が確保されなかった事案が 11 件発生し、各不足した時間などの詳細について報告された。

- 当委員会における協議の結果

協議の結果、当該事案により適正な試験時間が確保されなかった事案 11 件について、当該受験者の選択科目又は公法系科目第 1 問の得点（素点）に、選択科目又は公法系科目第 1 問の満点に適正な試験時間に対する不足時間の割合を乗じた点数（小数点以下は切上げ）を加算する措置を採ることが決定された。また、当該事案については、決定した加点措置の内容と当該受験者へのお詫びとともに、再発防止を徹底する旨を公表することとされた。

(6) 令和 8 年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について

令和 8 年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として資料 3 記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(7) 令和 9 年司法試験及び司法試験予備試験の実施日程等について（報告・協議）

令和 9 年司法試験及び司法試験予備試験の実施日程及び試験地等について、資料 4 ないし資料 7 のとおりとすることが決定された。

(8) 書面等による議決について（報告）

- 委員長から、司法試験委員会議事細則第 6 条第 1 項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、以下のとおり決定され、委員会の議決としたことが報告された。

- ・ 令和 8 年司法試験予備試験論文式試験の実施について、司法試験法第 7 条に基づく

令和８年司法試験予備試験論文式試験の場所の公告は、資料８のとおりとすることが了承され、本年６月２３日付け委員会の議決としたこと

- ・ 令和８年司法試験における受験特別措置について、受験者に対し、書字による答案作成の措置を講じることが決定され、本年６月２３日付けで委員会の議決としたこと

(9) その他（次回開催日程等）

次回の司法試験委員会は、令和８年９月下旬から１０月上旬頃に開催することが確認された。

（以上）